公益財団法人大阪府育英会理事（理事長候補）選考実施要領

**１　趣旨**

公益財団法人大阪府育英会（以下「大阪府育英会」という。）は、向学心に富みながら、経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与することにより教育の機会均等を図り、有用な人材を育成することを目的とした法人です。また、近年は給付型奨学金事業の拡大にも取り組んでいます。

別掲の「公益財団法人大阪府育英会を取り巻く状況」を踏まえながら、公益財団法人としての公益目的の達成と、法人の安定的な経営実現に向け、経営能力、実行力をもち、リーダーシップを発揮できる人物として、優れた人材を確保するため、公正で透明性のある選考を実施します。

**２　募集内容**

　　理事（理事長候補）１名を募集します。

　　（法令の規定及び当法人の定款により、理事は評議員会の決議により選任され、理事長は理事会の決議により理事の中から選定されます。）

　【職務内容】

　　理事長は、大阪府育英会を代表し、その業務を執行する。（定款第２３条第２項）

　　（具体的内容）

　　・理事会（事業計画、予算等）の統括及び評議員会への出席並びに説明

　　・奨学生選考委員会（委員への諮問）等の統括

　　・重要事項に関して大阪府との連携、金融機関など関係機関との協議・調整

　　・奨学生の採用、貸付、返還、滞納整理、法的措置等に関する方針決定、状況把握

　　・「滞納ゼロ作戦」の事業展開方針の決定や進捗状況の管理

　　・寄附金募集、給付型奨学金事業の維持・拡充に関する調整等

　　・組織体制、人員配置、労務管理等組織マネジメント　等

**３　任期、報酬等**

1. 任期

令和２年６月の定時評議員会終結時から令和４年６月の定時評議員会終結時まで。

（ただし、任期中に満６５歳に達する者は、満６５歳に達する日の前日の属する事業年度にかかる定時評議員会の日を限度とする。）

1. 報酬年額（現行）

８５０万円程度（月額７１万円程度、報酬以外に通勤手当(月額55,000円限度)を支給）

ただし、「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」（平成１８年３月２８日大阪府条例第７１号）に基づく経営評価の結果により増減する場合があります。また、退職金は支給しません。

1. 勤務形態：常勤

　　　　福利厚生：健康保険、厚生年金保険　等

**４　応募資格**

　　次のすべての要件を満たす者とします。

1. 常勤の理事（理事長）として大阪府育英会運営に専任できる者
2. 大阪府育英会を取り巻く状況を踏まえ、当会の事業目的の達成に向け、経営責任者としてリーダーシップを発揮し、的確に業務を遂行できる見識、能力及び熱意を有する者
3. 金融（貸付・回収）に関する相当な経験又は知識を有し、「滞納ゼロ作戦」の円滑な推進を図る能力を有する者
4. 大阪府、金融機関、その他の関係機関との円滑な交渉、調整業務が遂行できる者
5. 企業等において、役員の経験を有するなど相当なマネジメント能力を有する者
6. 高度なコンプライアンスマインドやガバナンス強化の意識を有し、公平性と透明性を確保の上、業務を遂行できる者
7. 当会と利害関係を有しない者

※利害関係者とは、当会の奨学金制度等利用中である者

1. 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者
2. 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与していない者
3. 精神の機能の障がいにより職務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
4. 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者でない者
5. 任期を全うできる見込みのある心身ともに健康な者
6. 昭和３０年４月２日から昭和４５年４月１日までの間に生まれた者（令和２年４月１日現在の年齢が満５０歳以上、満６５歳未満である者）

**５　申込方法等**

（１）申込書等の配布

　　・申込書等は、令和元年１１月１８日（月）から、大阪府育英会において配布します。

　　・直接配布を希望する場合、月曜日から金曜日までの午前９時から午後５時までの間に、大阪府育英会総務企画課に来所して下さい。（祝祭日除く。）

　・郵送希望者は、封筒に、返信用封筒（角型２号封筒に１２０円切手を貼り、あて先及び氏名を明記）を同封して、大阪府育英会に請求して下さい。

・この実施要領（申込書等を含む。）は、大阪府育英会のホームページからダウンロードすることができます。また、大阪府のホームページでも閲覧できます。

　　　※大阪府トップページ　⇒　府庁の組織から探す　⇒　財務部行政経営課　⇒　事業一覧ページ

⇒　３．出資法人改革の推進　指定出資法人の役職員採用等に関する情報

（２）申込方法

　　応募希望者は、次の書類を大阪府育英会まで持参または郵送で提出してください。

なお、提出された書類は返却しません。

1. 応募申込書（別紙様式）

・氏名を自署の上、押印すること。

　　　 ・３ヶ月以内に撮影した上半身正面の写真（縦４cm×横４cm）を貼付すること。

　　　 ・学歴は高等学校修了時から年代順に記入すること。

　　　 ・職歴は、会社名、所属部課名、職務内容等を記入すること。

1. 小論文（参考様式１、Ａ４縦長、横書き）

「大阪府育英会の役割と課題を踏まえた今後の経営方策について」というテーマで、1,600字から2,000字程度で作成すること。

　　　　参考様式１を用いるほか、パーソナルコンピュータ等により作成し、又は原稿用紙を使用しても構いません。

1. 自己アピール文（参考様式２、Ａ４縦長、横書き）

　　　　応募の動機を含め、これまでの経歴、実績等を踏まえて、当育英会にどのように貢献できるかを1,600字から2,000字程度で作成すること。

　　　　参考様式２を用いるほか、パーソナルコンピュータ等により作成し、又は原稿用紙を使用しても構いません。

1. 返信用封筒（長形３号定形　12㎝×23.5㎝）

　　　あて先及び氏名を明記し、８４円切手を貼付したもの（書類選考の結果通知に使用します。）

　　※提出書類は、日本語で記載すること。

（３）申込書受付期間、提出先

　　・受付期間は、令和元年１１月１８日（月）から令和元年１２月１８日（水）までです。

　　　 　 ・持参の場合は、大阪府育英会まで直接持参してください。受付時間は、月曜日から金曜日の午前９時から午後５時までです。（祝祭日除く。）

　　・郵送の場合は、令和元年１２月１８日（水）必着です。封筒の表に「理事（理事長）応募」と朱書し、必ず**『簡易書留』で郵送**してください。

＜提出先＞

〒５３４－００２６

大阪府大阪市都島区網島町６－２０　大阪私学会館２階

公益財団法人　大阪府育英会　総務企画課

**６　選考方法**

　　大阪府育英会理事選考委員会が、小論文及び自己アピール文の審査（１次選考）と面接審査

（２次選考）を行います。合否にかかわらず、有効受験者全員に選考結果を通知します。

1. １次選考（書類審査）

小論文及び自己アピール文を審査します。

1. ２次選考（面接審査）

大阪府育英会理事長が委嘱した選考委員会の委員による面接を行います。

（人物のほか、経営者としての理念やその実現方策、今後の法人経営の方向性等に関する質問等）

1. 面接審査は令和２年１月１７日（金）を予定しています。（詳細は、１次選考合格者に通知します。）
2. １次選考合格者に対し、２次選考を行い、最終合格者を決定します。

なお、選考の結果、合格者がない場合もあります。

**７　選考結果**

　　　選考委員会は、審査の結果、理事（理事長候補）として適格性を有すると判断された者を、理事（理事長）候補者として当育英会に推薦します。なお、選考委員会からは、理事（理事長）候補者として推薦するものであり、この推薦により理事（理事長）に決定となるわけではありません。

**８　理事（理事長）候補者の決定**

　　当育英会では理事（理事長）候補者として推薦された者の中から１名を理事（理事長）候補者として決定します。

　　この決定結果については、令和２年１月２０日（予定）に応募者へ通知します。

**９　理事（理事長）の選任**

　　理事（理事長）候補者については、令和２年６月の定時評議員会の決議により理事（理事長）として選任され、同日付けで就任予定です。

**１０　個人情報の取扱い**

　　応募書類等送付された個人情報は、公益財団法人大阪府育英会理事（理事長候補）採用選考実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、当会個人情報保護規程等に基づき適正に管理します。

**１１　問合せ先**

　　〒５３４－００２６

　　　大阪府大阪市都島区網島町６－２０　大阪私学会館２階

　　　公益財団法人　大阪府育英会　総務企画課

　　　電 　話 　０６－６３５８－３０５２　　ＦＡＸ　０６－６３５８－３０５３

　　　Ｅmail [soumu@fu-ikuei.or.jp](mailto:soumu@fu-ikuei.or.jp)　 URL <https://www.fu-ikuei.or.jp>

別掲

公益財団法人大阪府育英会を取り巻く状況について

○　奨学金制度は、教育の機会均等を保障するセーフティーネットの役割を担っており、高校生等が経済的理由により修学を断念することのないよう、修学支援制度として奨学金制度の果たす役割は、ますます重要なものとなっています。

○　大阪府育英会奨学金制度は、昭和２７年の創設以来、約５０万人もの生徒等の修学を支援し、これまでの貸付実績は約２，２６０億円に及んでいます。平成３０年度実績では、奨学生（貸付人員）が約２万８千人、貸付総額が約３８億円に上っています。

○　現在、大阪府では国の就学支援金と併せて高校等の授業料を実質無償化する制度が実施され、授業料負担は軽減されていますが、修学旅行費用や教科書代、通学費等は負担しなければならず、経済的に困難な家庭にとって奨学金制度は必要な状況にあります。

○　一方で、約束どおりの返還が滞る滞納は、平成３０年度末現在、約５７億３千万円となっています。奨学金制度は、先輩奨学生の返還金が、後輩の奨学金の資金として引き継がれることで運営できるものです。滞納が増大すれば奨学金制度の存続に大きな支障が生じかねません。このような状況から、大阪府育英会では平成２１年度から「滞納ゼロ作戦」を展開し、これまで着実に滞納額を抑制してきました。しかしながら、返還期日を過ぎた滞納が全体の６割以上占めるなど厳しい回収環境のもと、直接的な回収には限界があります。そのため、滞納の抑制に向けた多様な取り組みとともに、各学校の協力のもと奨学金の意義等を理解してもらう奨学金教育を実施するなど返還モラルの向上による滞納発生の未然防止に取り組んでいます。

○　また、国においては、平成２９年度に大学生等を対象として返済を要しない給付型奨学金制度を創設し、令和２年４月からは対象者拡大など制度の拡充を図ることとしています。大阪府育英会では、強い向学心としっかりとした将来への夢を持った高校生等の夢の実現を支援していくため、民間からの寄附をもとにした給付型奨学金事業として、平成２３年度に「ＵＳＪ奨学金」を、平成２６年度に「夢みらい奨学金」を創設し、これまでに総数４３０名の高校生等に奨学金を給付し支援してきました。今後も、経済的な理由から充分な学習環境に恵まれない高校生等の夢の実現を支援するため、事業の維持・拡充を図っていきたいと考えています。

○　大阪府育英会では、経済的に困難な状況にある高校生等の修学を支援するため、上記奨学金制度等を将来にわたって持続可能なものとなるよう、中期経営計画に基づき事業の安定的な運営に取り組んでいきます。

○　大阪府育英会の事業の実施状況、経営状況等の評価結果については下記をご参照ください。

　　　＊大阪府／出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果

　　　　　リンク先：<http://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/hojin/h2509.html>